



# 経理の窓 3月号

平成27年3月1日号

桃の節句、久しぶりに、おひな様を飾りました。近所で桃を植えているお宅は、少ないようですが、梅の淡いピンクが、春の訪れを感じさせてくれます。

## 今月の税務

**法人** : 1月決算法人の確定申告と納付

**個人** : 贈与税、所得税の確定申告と納付(16日まで)  
消費税の確定申告と納付(31日まで)

## 建物の減価償却費の計算について

個人の不動産収入について記帳のご依頼がありました。建物の耐用年数は長期にわたります。不動産賃貸も長年にわたります。個人事業者の方は、減価償却費は、毎年費用に計上することになっています。期間が長ければ税制改正もありますので、確認したいポイントをまとめます。

### ○減価償却資産の償却方法について

基本 個人事業の方で、税務署に償却方法の届出をしていない方は、定額法になります。

法人は、税務署に償却方法の届出をしていないときは、定率法になります。

但し、平成10年の税制改正で、平成10年4月1日以後に取得した建物は定額法のみに限られることとされ、平成10年3月31日以前に取得された建物は、定率法、定額法のいずれかの方法によることとされました。

### ○建物の耐用年数の短縮

法人は、平成10年4月1日以後に開始する事業年度から、個人は、平成10年分の所得税から、建物の耐用年数が10%から20%程度短縮されました。建物の耐用年数の短縮改正は、従前から所有する建物を含めたすべてについて適用されます。

### ○平成10年4月1日から平成19年3月31日に取得した建物は、旧定額法が適用されます。

平成10年3月31日以前に取得した建物は、旧定額法または旧定率法が適用されます。

残存価額は10%として減価償却をして帳簿価額が10%に達したあとも取得価額の95%まで償却します。平成19年の改正により、取得価額の95%に達した事業年度(個人は年分)の翌期(個人は翌年分)以後5年間(60月)において均等償却を行い、残存価額を1円まで償却することができます。

### ○平成19年4月1日以後取得した建物は、定額法が適用されます。

償却可能限度額、残存価額の規定の廃止により、取得価額に「定額法の償却率」を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います。

### ○資産を年度の途中で、取得や譲渡、取り壊しをした場合は、その月を1ヶ月として計算した事業年度中の償却期間の月数分を償却します。

## 《確定申告で気になったこと e-tax 》

### ◇申告用紙がほしいけれど～

税務署や市役所、都税（県税）事務所にもありますが、パソコン、インターネット、印刷ができれば、国税庁の e-tax から入手できます。電子申告はしたくないという方は、申告書を印刷して税務署に郵送して提出することも、できます。

### ◇e-tax、ちょっとあわてました。

e-tax の画面、操作がわかりやすく、優しくなったと思います。昨年データも利用して入力の手間も省けて……データ送信後、内容を印刷して確認したところ、間違い発見。

間違った場合は、申告期間内であれば、間違った箇所を直すほかにデータ全体を再作成して、再度送信すると、終了です。

申告用紙を税務署に提出する場合も、申告が間違った場合は、申告期間内は、改めて正しい申告書を提出すれば良いので、このところは、電子申告も同じですね。

### ◇ちょっとあわてました。その2

パソコンのOSをXP→Vista→windows7に変更していました。カードリーダーが、『windows7（32bit版）動作検証済、PCに接続するだけで自動セットアップ』とあるにもかかわらず、できませんでした。そこで販売元のホームページからドライバーを入手して、手動セットアップ。……使用できるようになりました。windows8 には、対応しない機種と記載もあります。周辺機器にも使用期限が……、申告期限ぎりぎりではなくて、よかった！！  
電子証明書の有効期間の確認も大事ですね。



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>